

H15年検討物質(単体)及びILOリスト追加物質(がん以外)に係る最終評価シート

(○:追加すべき、×:現時点では追加する必要はない。)

番号	物質名	最終評価	評価の理由	症状・障害		文献名 (症例報告等)
				告示上の表記	具体的内容	
1	タリウム及びその化合物	○	国内では、炭酸タリウムを使用したガラス製造作業において、脱毛や末梢神経障害等が発生した症例報告がある。また国外では、ガラス製造工場の修理工において、タリウムを含む重金属のばく露により脱毛や皮膚障害等が発生した症例報告がある。非職業性ばく露時のものを含めて急性及び慢性の健康影響(脱毛・神経系・消化器)が知られており、平田ら1998からも職業性ばく露による症例が国内に発生し得ると考えられることから追加すべきものと判断する。ばく露量と症状の重篤度の関係については十分解明されていないため、ばく露量から個別の因果関係を検証することは困難である。よって、上述論文において患者のばく露量が正確に把握されていない点を特段問題とする必要はないと思慮する。なお、Bachnek et al 2000は事務局からの送付資料中に見当たらなかった。また、中枢神経障害と思われる、睡眠障害、頭痛、疲労、神経衰弱も認められる。	皮膚障害 末梢神経障害 中枢神経障害	脱毛、難治性皮膚炎 手袋・靴下型多発性神経炎 睡眠障害、頭痛、疲労、神経衰弱	(文献等) 1.Ind Health. 1998;36:300-3. 脱毛、腹痛、手袋・靴下型多発性神経炎 2. Ann Agric Environ Med. 2000;7:51-3. 円形脱毛、難治性皮膚炎 3. Int Arch Occup Environ Health 1980;47:223-31 症状なし 4. Int Arch Occup Environ Health 1981;48:375-89 多発性神経炎の兆候、睡眠障害、頭痛、疲労、神経衰弱は尿中タリウムと関連していた。
2	オスmium及びその化合物	×	(高田先生ご評価) 国外では、研究技術者が四酸化オスmium溶液の入ったバイアルを壊した際の皮膚の裂傷からの事後的ばく露による皮膚障害が報告されている。またオスmiumの精錬時に発生する四酸化オスmiumのヒュームへのばく露により、7名の作業者に一時的に眼刺激症状や視覚障害等が発生した症例報告があるが、1995年以前の古い文献である。 よって、オスmium及びその化合物については、職業性ばく露による中毒症例に関する十分な情報が蓄積されておらず、現時点では告示に追加する必要はないと考える。			1) McLaughlin et al. Br J Ind Med 1946; 3: 183-186 2) Ligon et al. J AM Acad Dermatol 2001; 45:949-952

2	オスmium及びその化合物	×	(宮川先生ご評価) 四酸化オスmium溶液へのばく露による皮膚障害が報告されているが事故的な例であること、四酸化オスmiumのヒュームへのばく露により眼刺激症状や視覚障害等が発生した症例報告は古いもので近年での報告はないことから、現時点で追加の必要はない。			
3	ベンゾキノンなどの角膜刺激物質	×	ベンゾキノンからヒドロキノンを合成する工場に勤務する作業員におけるベンゾキノン蒸気曝露では、前眼部障害(角膜障害)および視力障害の発生が報告されている。しかし、同報告は1985年以前と古く、その後、職業性曝露による新たな発生は無いようである。通常労働の場で発症する可能性はあるものの、情報が十分ではないため、今回、追加すべきとは判断しない。			
4	イソシアン酸塩のうちメチレンビスシクロヘキシルイソシアネート(HMDI)	×	イソシアン酸塩のうち、HMDIについて、短期及び長期の職業性ばく露による過敏性肺炎等の健康障害に関する症例報告がないため、現時点では追加する必要はない。			
5.1	硫黄酸化物のうち、三酸化硫黄	×	国内には慢性曝露の症例報告はない。国外では、Vianna et al (2004)が酸性ミスト・酸性ガス(硫酸、塩酸、二酸化硫黄、三酸化硫黄)の長期的慢性曝露と口腔粘膜の潰瘍性病変の発生について検討した症例報告があるが、混合ガスによる毒性効果であり、三酸化硫黄単独の毒性効果とは判定できない。			

5.2	硫黄酸化物のうち、亜硫酸	×	国内では、亜硫酸ガスについて、非鉄鉱山精錬所において硫酸製造工程の修理作業中に亜硫酸ガスを吸入ばく露した事故的中毒事例が報告されている。また、亜硫酸ナトリウム含有パーマ液に接触ばく露した美容師のアレルギー性接触蕁麻疹が報告されているが、1995年以前の文献であり、その後、職業性ばく露による症例報告での新たな知見は認められていない。 よって亜硫酸については、職業性ばく露による中毒症例に関する十分な情報が蓄積されておらず、現時点では告示に追加する必要はないと考える。			1) 富田. 鉱山医学研究会会誌、1996; (33): 24-27 2) 高田ら. 皮膚、1990; 32: 243
6	ラテックス又ラテックス含有製品	×	既に皮膚障害、気道障害又はアナフィラキシー反応として規定済みであることから、新たな障害は追加する必要はない。			